白石町みんなで住まいる応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、白石町への移住・定住の促進及び子世代と親世代が家族として支え合う文化を育むとともに、将来にわたって地域の活力を維持していくため、若者世帯又は子育て世帯が白石町内に居住する親世帯と同居するために行う住宅改修費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則(平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 若者世帯 補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、申請者とその配偶者が共に39歳以下の夫婦の世帯をいう。
 - (2) 子育て世帯 補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、申請者に中学生以下の子どもがいる世帯をいう。
 - (3) 親世帯 若者世帯若しくは子育て世帯(以下、「子世帯」という。) の世帯主又はその配偶者の二親等内の直系尊属に該当する者(介護保 険施設等に入所し、又は入居している者を除く。)であって、かつ、白 石町の住民基本台帳に記載されている者が含まれる世帯をいう。
 - (4) 同居 子世帯と親世帯が同一の住宅(同一敷地内の別棟を除く。) に居住することをいう。
 - (5) 住宅改修 世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する改修工事(単なる模様替え、経年劣化に伴う工事を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下、「補助対象者」という。) は、親世帯が現に居住する住宅に対し、同居することを目的に行う改修

工事の契約者である子世帯の者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助 対象者から除外する。
- (1) 町税等の滞納者(同居する住宅の世帯員を含む。)
- (2) 白石町暴力団排除条例(平成24年白石町条例第3号)第2条第 2号に該当する者(同居する住宅の世帯員を含む。)
- (3) この要綱の規定による補助金の交付を過去に受けた者
- (4) 白石町における住宅取得等に係る補助金の交付を過去に受けた者 (同居する住宅の世帯員を含む。)
- (5) その他町長が適当ではないと認めた者 (補助対象住宅)
- 第4条 補助金の交付対象となる住宅(以下、「補助対象住宅」という。) は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。
 - (1) 補助対象者の親世帯に属する者の所有であって、かつ、所有権の 保存又は移転の登記がされている住宅であること。
 - (2) 次条に規定する住宅改修費用の合計額が、消費税及び地方消費税 を除き600万円以上となる住宅であること。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。) は、補助対象住宅における、住宅改修費用とし、次の各号に掲げるとお りとする。
 - (1) 同居に係る住宅の増築又は改築に係る工事費用
 - (2) 屋根、雨樋、柱、外壁等の外装工事費用
 - (3) 床、内壁、天井等の内装工事費用
 - (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の建具工事費用
 - (5) 電気、ガス等の設備工事費用
 - (6) トイレ、風呂、キッチン等の給排水工事費用
- 2 補助対象住宅が併用住宅(住宅と非住宅(店舗、事務所、賃貸住宅等 自己の居住の用に供さない建築物をいう。以下同じ。)が一体となった建 築物をいう。以下同じ。)の場合にあっては、住宅部分と非住宅部分との 面積比率により当該費用を案分した場合における住宅部分に係る額を

補助対象経費とする。

(補助対象外経費)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経 費から除外する。
 - (1) 住宅以外の物置、車庫、カーポート、その他別棟の改修工事に係 る費用
 - (2) 住宅の解体、除却、シロアリ駆除のみを行う工事に係る費用
 - (3) 太陽光発電及び蓄電設備の設置又は更新に係る費用
 - (4) 庭園、造園、修景施設、門、堀等の外構工事に係る費用
 - (5) 家具又は家庭用電気器具の購入、設置等に係る費用
 - (6) 屋外広告物等の設置、更新又は修繕工事に係る費用
 - (7) 点検、清掃、消耗品の交換又は故障修理に係る費用
 - (8) 白石町の他の補助金の対象経費となる費用
 - (9) その他町長が前条第1項各号に掲げる工事等として適当でないと 認めるものに係る費用

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、消費税及び地方消費税を除いた補助対象経費に1 00分の5を乗じて得た額以内と50万円を比較して、いずれか低い額 とする。
- 2 算出された補助金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実施届出書の提出)

- 第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとするときは、住宅改修に係る工事請負契約を締結する前に、実施届出書(様式第1号)及び次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅改修に係る工事見積書(工事内容の内訳が記載されたもの) の写し
 - (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
 - (3) 親世帯及び子世帯の住民票謄本 (続柄が表示されたもの)
 - (4) 親子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し

- 2 前項の実施届出書の提出部数は、1部とする。 (補助金の交付申請)
- 第9条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとし、住宅改修が完了(住宅改修に係る費用支払の完了をいう。) し、子世帯が親世帯と同居を開始して60日を経過した日又は申請する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
 - (1) 誓約書兼同意書(様式第3号)
 - (2) 同居が完了した世帯の住民票謄本 (続柄が表示されたもの)
 - (3) 世帯全員に町税等の滞納がないことを証する書類(完納証明書)
 - (4) 住宅改修工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
 - (5) 住宅改修工事に係る費用の支払いを証する書類
 - (6) 住宅改修工事に係る平面図その他改修内容が確認できる書類
 - (7) 住宅改修工事の施工前後の状況が確認できる写真
 - (8) 申請する住宅が併用住宅の場合は、住宅部分と非住宅部分の床面積が確認できる図面等
- 2 前項の補助金交付申請書の提出部数は、1部とする。 (補助金の交付決定等)
- 第10条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る 書類の内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金交付の決定及 びその額を確定し、様式第4号により、申請者に通知するものとする。 (補助金の交付条件)
- 第11条 規則第5条の規定により、補助金の交付に対する条件は、次の 各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、町長から求められた 場合はそれに応じなければならない。
 - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を 整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 (補助金の交付)
- 第12条 この補助金は、精算払で交付する。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりと し、提出期限については、規則第6条に規定する通知があった日から3 0日を経過した日又は申請する年度の3月末日のいずれか早い日とす る。
- 3 前項の補助金交付請求書の提出部数は、1部とする。 (補助金の交付決定の取消し等)
- 第13条 町長は、第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場 合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付 決定者にその全部又は一部の返還を命じることができる。
 - (1) 補助金交付申請書その他書類に虚偽があるとき。
 - (2) 規則及びこの要綱に違反していることが認められたとき。
 - (3) 交付決定者が補助金の交付決定の日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したとき。ただし、町長が特に認めた場合を除く。
 - (4) 交付決定者が補助金の交付決定の日から起算して5年以内に同居 を解消したとき。ただし、町長が特に認めた場合を除く。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取り消したときは、様式第6号により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の通知を受けた者(同一世帯員を含む。)から、再度補助 金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるもの とする。
- 4 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、様式第7 号により、交付決定者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第 2号に該当する場合は全額を、第3号又は第4号に該当する場合は交付 決定の日から起算した年数に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 1年以内のとき 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内のとき 補助金の5分の4の額
- (3) 2年を超え3年以内のとき 補助金の5分の3の額

- (4) 3年を超え4年以内のとき 補助金の5分の2の額
- (5) 4年を超え5年未満のとき 補助金の5分の1の額 (補則)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が 成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。